

平成29年 第11回会議録	
1. 開会日時	平成29年11月24日(金) 午後1時30分
2. 場 所	美津島文化会館2階 技術研修室
3. 出席委員	吉野委員、一宮委員、佐伯委員、齋藤委員
4. 出席者	永留教育長、松尾次長兼総務課長、平江生涯学習課長、中島学校教育課長、小島文化財課長
5. 会議書記	佐伯課長補佐
6. 閉会日時	平成29年11月24日(金) 午後2時40分
7. 議 事	
日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期日程の決定
日程第 3	教育長諸報告
日程第 4	議案第26号 対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第27号 対馬市酒井豊育英資金貸付基金管理運営規則の一部を改正する規則
日程第 6	報告第10号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
日程第 7	その他

永留教育長	<p>ただいまから平成29年第11回対馬市教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事の進行につきましては、対馬市教育委員会会議規則等により進めたいと思います。</p> <p>では、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。</p> <p>今回の会議録署名委員は、一宮委員さん及び齋藤委員さんを指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、日程第2「会期日程の決定」でありますがお諮りします。本会議の会期は本日、一日にしたいと思ひます。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」のようです。</p> <p>したがって会期は、本日11月24日の一日といたします。会議運営につきまして、御協力を願ひいたします。</p> <p>次に、日程第3「教育長諸報告」を行います。資料の2ページをご覧ください。</p> <p>10月30日に豊玉小学校の学校経営訪問を行いました。31日に県のスクラムミーティングがありましたけれども、この内容は大きく2点です。1点目は不祥事防止対策について。2点目が部活動休養日の設定についてということで、県の教育長、それから市町の教育長が集まって会議を行っています。不祥事の防止対策につきましては、飲酒関連の事件というのは減少してきておりますけれども、セクハラであるとか、管理職による不祥事が増加しているということで、その対策についての話し合いでしたけれども、これといった決め手はありません。それから部活動休養日の設定についてですけれども、平成33年度から、ノ一部活動デーの設定、週2日の休養日の設定、それから定時退校日の設定、こういうものについて実施時期をそろえたいということでしたけれど、各市町の実態に合わせてやらざるを得ないという方向になっております。</p> <p>ちなみに対馬市は来年度から月1回のノ一部活動デー、これは今までもやっておりますけれど、毎月第3日曜日の家庭の日、この日をノ一部活動デーにするということと、来年度は週1回の休養日をすべての学校で設けるという方向で昨日校長会と話し合いを行いました。</p> <p>11月1日に定例校長会、2日に豆敷小の研究発表ですけれども、これはICT教育についての研究発表でした。</p>

5日に防犯少年武道大会が行われましたけれども、例年までは剣道と柔道、最近はもうほとんど柔道がなかった訳ですけれども、今年から初めて空手の大会が開催されました。

8日に対馬市教頭研修会、それから校長研修会を22日に実施しておりますけれども、教頭研修会でも校長研修会でもふるさと学習を中心とした研究発表が行われまして、各学校でふるさと学習が充実してきているというのを感じました。9日に西小学校の研究発表、これは学力向上、生活科および総合的な学習の時間を中心にした学力向上の取り組みについての発表でした。

13日と14日に都市教育長会議が松浦市で開催をされまして、この中で来年度、平成30年度ですけれども都市教育長会議を対馬で開催する順番となっております。開催時期が順番的にいうと第2回目の7月だったのですが、7月中旬となるとちょうど梅雨末期で、対馬に来る飛行機が飛ばないかもしれないということで、第3回目の11月と替わってもらいました。よって来年の持ち回りで対馬での都市教育長会議は11月に開催をするよう変更をしてもらいました。意見交換の中で、対馬市から総合教育会議についての回数や内容など各都市の状況を教えてほしいという議題を提案していたわけですけれども、だいたい年に2回開催しているところがほとんどと言っていいくらいです。内容につきましては、やはりいろいろありますけれども、例えば、長崎市であると平和教育についてであるとか、子どもの貧困についてとか、佐世保市ですと小中一貫教育についてとか、命を大切にする教育についてとか、話せる英語教育についてとか、または教育委員会が進める重点プロジェクトの進捗状況であるとか、島原市ではスポーツ推進計画とか、平戸市では教育委員会組織の見直しについてとか、五島市では給付型奨学金制度の創設についてとか、各地区でいろいろ議題は違いました。その中で、こういう面白い意見もありました。1回目は教育委員会の取り組みについてやり2回目は予算について総合教育会議の中で話題にするという市もありましたけれども、逆に予算の確保の場にしないほうがいいんじゃないか、やはり総合教育会議は本筋について話し合うほうがいいんじゃないかという意見も出ておりました。こういうものを参考にしながら、今後対馬市の会議の議題について検討していきたいと思えます。

2日目は現地視察ということで、鷹島にある蒙古軍団が攻めてきたときに付近で沈没した水中遺跡、水中重要文化財について、埋蔵文化財センターを見学してきました。桁の違いというか、すごいなあと思いました。鷹島付近には400隻ほど沈没しただろうと推測されていますけれど

ども、今2隻確認されたと。いろんな錨など水中にあったものを引き上げておりましたけれども、その塩抜きが非常に大変で、塩を抜いた後、最後は砂糖漬けにするようです。砂糖漬けにすることによって木の繊維や細胞に栄養を与えて長持ちさせるというような方法を採用してあります。

15日に移動美術館のオープニングセレモニーがありましたけれども、この中でびっくりした話を県の美術館の館長さんがされておりました。自殺を考えた人が美術館に来て絵を見て、その絵を見て自殺を取りやめたということでした。そんなに力があるものなんだなあと、感動しました。

16、17日は皆さんにも参加をしていただきました、教育委員研修会を対馬市で無事終了することができました。改めましてどうもありがとうございました。

18日は古代山城リレー講座大津京について、大津の文化財課の田中課長補佐さんが来て講話をしてくださいました。それから夕方、基山町の研修団が来島をしまして、市長の表敬訪問がありましたので参加しております。基山町が明治維新150年佐賀維新事業として予算がついて、教育長以下大人が6名、小中学生が25名、歴史的に縁のある対馬市を訪問しようということで対馬市にやってきました。1日目は史跡見学をして、2日目19日には金田城の1350周年記念事業のクイズラリーに参加しております。来年度も子どもたちの交流を希望されておりますので、来年度はどこかの学校と交流を計画しなければならないかなと考えているところです。

19日は国境サイクリング IN 対馬が開催されましたけれども、57名エントリーがあって、当日は参加者51名で途中1名が棄権をしまして、50名がサイクリングで対馬を縦断したということになったようです。初めての企画でしたし、今年一番非常に寒い日になりまして、特にスタッフの人たちが大変だったろうと思います。来年以降も開催予定ということです。

20、21日2日間、人事ヒアリングを行いました。いよいよ来年度の教職員異動についての人事作業が本格的に始まったということになります。以上で教育長の諸報告を終わります。

	<p>報告事項につきまして何か質疑等ありましたら「その他」の項でお受けしたいと思います。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第26号「対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
松尾課長	<p>それでは、議案第26号「対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例」について提案理由とその内容をご説明させていただきます。3ページをご覧ください。今回の条例改正の発端は、提案理由に書いておりますけれども、「子どもが韓国の大学へ進学を考えているのですけれども、韓国の学校は奨学金の対象とならないでしょうか」というお話を対馬高校国際文化交流コースに在学している子どもの親御さんからいただきました。現在の条例は、市内の高校から日本国内の大学等へ進学した場合に限られておりまして、しかも、大学等に入学した後でないと申請ができないというものでございます。併せてそれを高校在学中に奨学金の予約申し込みができるようにならないでしょうかというご要望もいただきました。奨学金は経済、金銭的な理由により進学が難しい学生に対し学費の支援をする制度でございます。長崎県育英会の奨学金も在学募集であったものが、平成29年度から予約募集へと制度</p>

	<p>変更が行われております。当奨学金も予約募集もできる制度へと変更をし、併せて、借りやすく返しやすいよう返済期間を2年間延長しようとするものでございます。</p> <p>次に、改正の内容ですけれども、5ページの新旧対照表でご説明したいと思います。左側に「改正案」を、右側に「現行」を示しておりますけれども、アンダーラインを付しているところは今回改正しようとする部分でございます。まず、第3条第2号では在学申請であったものを、「または進学を予定しているもの」という言葉を加え、在学する高等学校でも申請を可能とするものでございます。同じく第2号（ウ）で新たに「大韓民国の大学」を加え、留学への意欲を支援しようとするものでございます。第9条の改正は奨学金の返還期間を8年から10年に延長し、返済がしやすいよう改正をするものでございます。月額5万円を4年間貸与された場合、貸与総額は240万円となります。これを今までは8年かけて返済しておりましたけれども、返済は半年払いまたは1年払いのいずれかでありまして、月額に換算いたしますと8年間で返済する場合、月額2万5000円となります。これを10年間とした場合、月額2万円ということになって、就職したばかりで給料が安いうちに多額の返済は大変だということから、2年間返済期間を延ばそうとするものでございます。</p> <p>附則で条例の施行期日を公布の日からとしております。</p> <p>以上が条例改正の提案理由でございます。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。</p>
永留教育長	説明が終わりましたので、審議方よろしくお願ひします。質疑等ございませんでしょうか。
佐伯委員	素朴な疑問なのですが、大韓民国の大学ということで国を指定してらっしゃいますが、ほかの国は想定はされていないということでしょうか。
松尾次長	その件につきましてもこの前の運営委員会等で話が出ましたけれども、当面、今現在の状況を見ると対馬高校の国際交流コースの子どもたちが韓国の大学へ留学しているという状況がある中で、保護者の方から相談があったのも、自分の子どもが韓国の学校に行きたいんだけど、父子家庭で生活があまり豊かでないんで、奨学金を受けられないでしょうか、というお話があったものですから、とりあえず大韓民国の大学ということにしておりまして、その後状況が変わってくれば追々条例とか規則のほうも改正をしていかざるを得ないという思いは持っております。

佐伯委員	わかりました。ありがとうございます。
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。ほかに質疑等ないようですからこれから議案第26号を採決します。</p> <p>お諮りします。議案第26号「対馬市酒井豊育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	「異議なし」の声。
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって議案第26号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第5、議案第27号「対馬市酒井豊育英資金貸付基金管理運営規則の一部を改正する規則」を議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。</p>
松尾課長	<p>それでは引き続き、議案第27号「対馬市酒井豊育英資金貸付基金管理運営規則の一部を改正する規則」について提案理由とその内容を説明させていただきます。</p> <p>先ほどの条例の一部改正に合わせて改正するものでございますが、7ページの次に本来あるべき様式の改正というものが欠落をいたしておりました。本日1枚ものでお配りさせていただいております、左上に様式第1号中という言葉が入ったものが、本来はこの7ページの次に来なければいけなかったんですけども、申し訳ございませんけれど、ここでご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>提案理由につきましては先ほどから申していますように、現行の在学募集に加え予約募集ができる制度を追加することで、活用しやすい奨学金制度にしていこうとするものでございます。こちら8ページから10ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。右側の現行という所を見ていただきたいんですけども、その第3条でございますが、左の改正案では3条を4条とさせていただいております。以降の条を1条ずつ繰り下げ、新たに第3条といたしまして予約申し込みを加えております。条例改正の説明の折に、「在学募集」と言っておりましたのがこの第4条でありまして、新たに第3条として「予約募集」を加え、高校在学中に申請ができるように改正するものでございます。現行の第5条を第6条とし、第6条の第2項では決定通知書を決定通知に言葉を改めて、第3項として新たに「予約申し込みにおいて、決定通知を受けた者は入学後速やかに在学証明書を市長に提出しなければならない」という条文を加えております。これは大学に入</p>

	<p>学し、確かに在学をしているという確認の意味合いでも証明書を取るようにはいたしております。</p> <p>10ページをご覧ください。10ページ左側の改正案の下段に附則が6行入っておりますけれども、新旧対照表では通常附則の改正は表記いたしませんので、この部分につきましては抹消していただければと思います。</p> <p>最後に、1枚ものの様式第1号の改正につきましては、上段の表を下段に改めようとするものですが、表中、「在学学校」ということで上の表には書いてあります。これを下の表では「予約申込」と「在学申込」といずれの申請もできるように様式を改めようとするものでございます。附則でこの規則は公布の日から施行するとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いをいたします。</p>
永留教育長	<p>説明が終わりましたので審議方よろしくお願いをいたします。質疑等ございませんでしょうか。</p>
一宮委員	<p>もしよろしければ、改正案で「学校長」という言葉が3か所か4か所あるんですけれども、改正案ですので、できれば「校長」という言葉に呼び方を変えていただいたほうがいいのかと思います。以上です。</p> <p>第3条と第4条と第10条の3と、あとは…</p>
松尾課長	<p>第6条にも出てまいりますけれども、そこらへんは気を付けたいと思います。前も教育委員会に諮った時に「学校長」を「校長」に改めた要綱がございましたので、できるだけ今後改正なり制定をしていくものについては「学校長」ではなくて「校長」もしくは「学校の長」という呼び方でいきたいと思います。ありがとうございます。</p>
永留教育長	<p>ほかにありませんでしょうか。</p> <p>ほかに質疑等ないようですから、これから議案第27号を採決します。お諮りします。議案第27号「対馬市酒井豊育英資金貸付基金管理運営規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
会場	<p>「異議なし」の声。</p>
永留教育長	<p>「異議なし」と認めます。よって議案第27号は原案のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第6、報告第10号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の報告を行います。事務局から報告をお願いします。</p>

中島課長	資料を別にお配りしております。今回は取り消しに関する報告のみです。中学校の準要保護認定の取り消し、理由は転出によるものです。そのみ今回ご報告いたします。以上でございます。
永留教育長	<p>報告が終わりましたが、この件に関して質疑等はありませんでしょうか。質疑等ないようですから、報告第10号「要保護及び準要保護児童生徒の認定について」の報告は終了いたします。</p> <p>続きまして、日程第7「その他」の事項に移ります。まず初めに各課の事業予定について報告をいただきたいと思います。お手元に12月分の事業予定を配布しておりますのでご覧ください。総務課から順に主な内容についての報告をお願いします。</p>
松尾課長	<p>総務課関係についてご説明申し上げます。</p> <p>5日火曜日から対馬市議会第4回定例会が15日までの日程で開催されます。予定表にはございませんが、翌6日には教育委員会が議会の総務文教常任委員会から12月補正予算にかかる質疑を受けるのではないかと思います。8日金曜日ですが、平成30年度から対馬の小中学校への留学を希望する子どもたちの保護者に対して、説明会を福岡事務所で午前と午後の2回に分けて行う予定としております。12日火曜日ですが、平成30年度当初予算のヒアリングを財政課から受けます。予算要求額というのは固まっておりません。20日水曜日ですが、教育委員会会議を厳原の交流センターで予定しております。引き続き今年度第2回目となります総合教育会議が開催予定となっております。議題等はまだ聞いておりませんが、協議されたいこと、要望できるものが教育委員会としてないかどうか考えておいていただければと思います。最後に、28日木曜日は市役所をはじめとする官公庁の仕事納めであります。以上が総務課に係る12月の行事予定です。</p>
永留教育長	学校教育課、お願いします。
中島課長	<p>学校教育課は4日に定例校長会、6日に定例教頭会、内容は2学期の生徒指導の問題、そして休業中の職員の服務に関する事、校長会におきましては来年度の臨時教員の募集に関する事を予定しております。8日の金曜日には第2回となりますけれども教育支援委員会、従来就学支援委員会と言っていた会議でございます。来年度の特別支援教育を受ける子どもたちの状況について検討を行います。これによって来年度の特別支援学級の入級者等がほぼ決まっていって形になっています。13日の水曜日が、学校に図書館支援員が入っていただいておりますけれども、研修会を夏休みに1回行いまし</p>

	<p>て、2回目を東部中学校で行います。22日金曜日は2学期の終業式でございます。以上でございます。</p>
永留教育長	<p>生涯学習課、お願いします。</p>
平江生涯学習課長	<p>生涯学習課の12月の事業予定でございます。12月の3日、人権を考えるつどいということで、人権マンス研修会を厳原の交流センターで3時から行う予定としております。次の週の日曜日ですが、峰町の阿比留さんご姉妹が、その仲間たちということでコンサートを開くということで、対馬市の公会堂で自主公演会を13時から行います。次の週の日曜日17日、第57回対馬縦断駅伝大会が開催されます。それと最後に28日仕事納め式の日ですが、1月3日成人式の会場準備ということでシャインドームでの会場設営、という形になります。以上です。</p>
永留教育長	<p>文化財課お願いします。</p>
小島課長	<p>文化財課関係についてご説明いたします。12月の12日、19日、26日に観光物産協会主催の対馬楽講座が開催をされますが、この講座の講師として3名、文化財課へ依頼をいただいておりますので、その日に講師を務める予定でおります。13日に文化財保護審議会の部会を開催する予定です。14日が新年度予算の財政課ヒアリングの予定です。15日に、これも講師の依頼があつてますが、佐須中学校からの依頼で、歴史講座「ふるさと大調の歴史」という演題をいただいて、当課の職員が講師を勤めて講演をすることになっております。以上です。</p>
永留教育長	<p>事業予定の報告が終わりましたが、この件に関して何か質疑等ありませんでしょうか。</p>
一宮委員	<p>総務課さんのほうでご説明いただいた8日金曜日の島っこ留学説明会についてお尋ねさせてください。先日西部中学校に学校訪問した際に、校長先生のお話を聞く中で、受け入れる学校長、学校側として、情報がなかなか入ってなかったということで、今、あとで苦慮しているというお話がありました。この島っこ留学説明会は、学校教育課と</p>

	<p>総務課との連携はどのようになっているのかをお尋ねしたいと思います。</p>
永留教育長	<p>総務課長。</p>
松尾課長	<p>その連携というものは今まで取れておりません。それで、西部中学校に福岡市のほうから子どもさんが留学してきたわけでございますけれども、私たちもその子の状態というのは留学してきた後でわかった部分というのもございますので、そこらへんにつきましては、今後、学校教育課もそうですけれども、留学してくる元の市の教育委員会とか学校とか連絡を密にしながら進めていきたいと考えております。</p>
一宮委員	<p>ぜひよろしくお願ひしたいと思います。これは、参考意見なんですけれども、11月に対馬高校の国際文化交流コースのオープンスクールを実施したんですけれど、そこに4名福岡からお見えになられて、お一人の方に面接をしました。どうして参加されたんですかと聞いたら、弟さんが島っこ留学で夏に来て、すごくいいなあと思って素朴に対馬の自然とか感動しました、と。今回は、姉のほう国際交流文化コースの高校に来て韓国語を学びたいと。2度目の来島なのですが対馬に参りました、ということをおっしゃられて、対馬を非常に気に入ってくださっているんですね。そういう良い例もありますので、やはり私も今、仕事上気掛けているのは、受け入れる側としては、もてなしの心とかいろんな対馬の良さを本土で理解していただくためには詳細な準備もいるし、いろんな手だてもいると思うんですね。だから私たち島内の者が連携しながら相手に対応していくというか、そういうほころびが出ないような形がいいのかなと思ひました。そういう意味で良い試みですし、先日も教育長様が発表されましたよね。内容的にはこういうことがベースになって今の活性化を図ろうとしていると思うので、そのあたりをより連携していくのが必要かな、と思ひました。以上です。</p>
永留教育長	<p>初めてでしたので見えない部分もありました。これを機に今後またそういう情報収集であるとか横の連携であるとかを充実をさせていかなければならないと思ひております。</p> <p>別件ありませんでしょうか。</p>
吉野委員	<p>10日の阿比留姉妹のコンサートというのはどういうものでしょうか。</p>
平江課長	<p>峰町出身のお二人が、国立音楽大学のご卒業ということで声楽をやられてまして、その方々のご友人を含めて4人の方々が対馬に来てい</p>

	<p>ただいてコンサートをするようです。「ふるさと」などご存知のような歌とか童謡とかいろいろな歌を歌って楽しく過ごそうという時間ですので、基本的には峰町を中心にご家族やご親戚の方々にいろいろ動いていただいています。豊玉公会堂で13時開場になります。</p>
永留教育長	生涯学習課が主催ですか？
平江課長	豊玉の自主後援事業です。
一宮委員	交流センターで以前歌った方ではないですか？
平江課長	いや、違います。全く別です。
永留教育長	<p>ちなみに、この日は教育委員会主催ではありませんけれども、対馬学フォーラムが交流センターで行われて、対馬市内の小中学生がふるさと学習の取り組みについて発表しますので、こちらにもまた時間があったらお願いしたいと思います。</p> <p>ほかにありませんでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、この事業予定について終わりたいと思います。</p> <p>「その他」の件で事務局から何かございませんでしょうか。</p> <p>文化財課課長。</p>
小島課長	<p>今回もまた1枚資料を配布させていただいております。内容については1番目が「対馬の遺宝里帰り展」についてです。これは市長部局と共同で実施した事業でございますが、開催期間が10月6日から今月の5日まででした。入館者総数が当初500名を目標としておりましたけれども、2000人を超える入館者数がありました。うち市外から383名となっております。2つ目が金田城築城1350年記念事業についてです。先ほど教育長の諸報告にもございましたけれども11月20日日曜日に開催をしました。市内参加者が29名、佐賀県の基山町から30名と書いておりますが、オフィシャルでは30名で、子どもたちが小中学生合わせて25名、それから随行者が5名とオブザーバーという形で町会議員さんが1名ついて来られていました。下に写真を載せておりますが、右端から3番目のグレーのコートを着た方が基山町教育長さん。基山町からの参加申し入れというのが当初予定をしてなかったことでありましたが、むこう側としてもそういった対馬の事業に参加したいというご意向がございましたので急遽このクイズラリーに参加をさせていただくということにさせていただきました。子どもたちも最後まで残ってくれて、バスが港に向かうときに地元の子どもたちが、主に鶏鳴の子どもたちが多かったんですけれども、みんな残ってて最後</p>

	まで見送ってお別れしたという非常によかったなと思っており ます。以上です。
永留教育長	この里帰り展の、目標を大きく上回っているのはすごいですね。
小島課長	複数回お見えになった方もいるとは思いますが。
一宮委員	余談でいいですか。里帰り展、すごく感動いたしました。私も2回ほ ど行きましたけれども、そこに行って気づいたんですけれども、ライト が非常に明るくてすごくよかったです。いつもあそこに行って思うのは民俗 資料館は、暗いですよね。上を見たらライトがほとんど消えているのも ありますよね。もう少し明るくすると何か工夫をするとよいと思いま す。これだけ人が集まったということは島民に意識があると思うんです よね。普段は本当に閑散としているんですけど、私たちがあそこで 会議した時にもちょっと暗いので、ライトはどうかならないのかなと思 ったんですけど、どうなのでしょう。
小島課長	付いてるものなんで、点いてて当たり前というところもあるかもしれ ないんですけど、資料によってはライトの光によって、展示する場合 にそういう光を当てたほうがいいのかそうでないのか、いろいろあ るみたいです。そういうことも考慮したうえでの暗さだったかもしれな いですね。
吉野委員	作品が劣化するってありましたね。
一宮委員	そう思って質問したんですね。これはあまりにも暗すぎるって言われ ました。確かに、私たち一般人が見てもあれなんで、そのあたりの工夫 っていうのは必要じゃないかなって思いました。
小島課長	確かに資料館には生涯学習課にいろいろお願いして対応してもらっ ていますけれど、正直申し上げて文化財課の者がしょっちゅう行ってい ろいろできるというものでもないの、適正に展示とか民間の方にきち んと対応されてるかと言われればそうじゃない部分もございますので、 そこは新しい博物館もできる事をふまえて調整しながらやっていきたく いと思っています。
一宮委員	教育関係の教育委員会が三根にありますので、そこには生涯学習課の お部屋もあります。教育関係の資料館という形になるので、私たち教育 関係に携わる者として意識をもって関わるといことはいるのかなと。 特に新しい博物館に対しては出来たとしてもやっぱりあそこには何か を展示したいという形にはなると思うんですよね。有効活用するため にも、やはり私たち関係者が意識をもって関わっているのか、してないの かで、地域住民は見ると思うんですよね。今回の里帰り展で大澤さんの

	熱意と、私たち地域住民の思いに差があるのかなと思ったので発言いたしました。
永留教育長	<p>また参考にさせてもらいながら、LEDも開発されましたのでちょっと明るくできるかもわかりませんし、さっき文化財課長がおっしゃられたように、博物館の建設に合わせて上対馬とか峰、それから豊玉、そういう資料館あたりも見直すとか、再編成していくようになると思いますのでそういう方向で行きたいと思います。</p> <p>ほかありませんでしょうか。ないようでしたら、教育委員さん方から何かございませんでしょうか。</p>
齋藤委員	質問なんですけれども、上対馬の浜久須の運動公園があるんですが、12月から2月までナイターが使えなくなっていて、その理由と、ほかの町はどうなのかを知りたくて。おわかりでしょうか。
平江課長	私が事情を分かってなかったので、お答えしかねるといふか、冬場でしょうか。
齋藤委員	12月から2月まで使えないと親御さんたちから聞きまして。
平江課長	子どもたちは、ナイターは使用禁止です。7時以降は、子どもの練習は控えるということで、全行動で。
齋藤委員	部活ではなくて。
平江課長	いえ、社会体育でもさせていません。12月から2月ではなく、期間は全期間です。
永留教育長	浜久須のどこですか、野球場？
齋藤委員	野球場とかテニスコートがあるところです。野球とかソフトボールとかもやっているんじゃないですか。
平江課長	原則子どもたちには7時以降はクラブ、社会体育に関しても自粛してほしいという文書は出して、指導者をお願いしています。
齋藤委員	12月から2月までがナイターが使えないと僕は聞いていたので。
平江課長	使えないといふか、ナイター自体、原則子どもたちには使わせておりません。
齋藤委員	大人だけということですね。
平江課長	結局そういうこともありましてですね。
齋藤委員	わかりました。
平江課長	やはり子どもさんには、親御さんからも社会体育が過激すぎて家庭に帰った後にも宿題が出来ないような状態で、という声も聞くものですから、ここ数年、教育長名で過激な社会体育に関する指導の自粛をお願い

	したいということで、7時以降についての指導も控えてほしいということです。
吉野委員	ふつうナイターは、大人のほうでも12月、1月、2月はしてないんじゃないですか。冬のナイターはシーズンオフで使いよらんわけですよね。
平江課長	ほぼソフトボールと野球しかないものですから
吉野委員	12月1月2月に、大人でもあえてしたいっていうのもおかしいですよね。
平江課長	子どもたちに関してはそういうことです。
齋藤委員	そういうことですね、わかりました。
永留教育長	よろしいですか。別件ありませんでしょうか。
一宮委員	先ほど教育長の行動表のところで、対馬市は部活動で第3日曜の家庭の日を月1回の休養日にする、というお話をいただいたんですけども、たぶん平成33年度に働き方改革ですかね、そのあたりも含めてどんどんご検討をされると思うんです。けれどもその裏に、ノ一部活動デーなどの休養日ともなると指導者のほうはゆっくりした時間とか家庭的な時間も取れると思うんですけども、逆に子どもたちのほうは、家庭の日に部活が休みでも保護者は働いていたりという、いろんな現状がありますので、そういう場合の、子どもたちの受け皿のあたりも検討していただきたいと個人的に思います。以上です。
永留教育長	指導者って言われたら、
一宮委員	結局、働き方改革というのが教員のゆとりとかいろんな部分での発想ですよ。でも実際、練習がなかったりオフになった時に子どもたちを家庭に戻した場合、そこで子どもたちがどういった過ごし方をしているかという部分も大事になってくるのかなと思います。今のところ事例としては実践がないからこういうことと言えないのですけれども。 実際月1回とか週1回程度だったらお互いありがたいかなと。それがどんどん多くなってくるとエネルギーを持って余している子どもたちはどうなるのか。働き方改革というのは高校まで視野に入っていると思うので、小中、高校にも及ぶと思うんですけども、対馬の子どもたちの実態も知っておかないといけないかなと思っています。以上です。
教育長	実際に先生方の労働時間が長いという原因の一つに、中学校については部活動があるものですから、超過勤務の原因が部活動だと決めつけられてしまう側面があるんですけど、実際には部活動だけじゃなくてほかにも原因があるんですね。この部活動の休養日を今後増やしていく方

	<p>向になるのは、それが一番超過勤務を減らすのに効率的だということがあるんです。それに加えてもう一つは、子どもたちも部活動で、特に運動部ですね、長時間自分の体を痛めつけてしまうという。中学校で燃え尽きて高校では続けないとかですね。中学校で体を壊してしまうとか、そういう弊害も少なくありません。ですからそちらも考えているわけです。ですから、今、週1回休みにしているところは土日部活動したら平日休みを取るようにしているんじゃないかと思うんですね。これを週2回にすると、おそらく土日のどちらか1日と平日に1日ということになると思います。ですから、今一宮委員さんが言われたご心配は、平日は通常夕方まで授業がありますので大丈夫かと思うんですけども、土日のうちの1日が全く自由な時間になってしまう可能性があるということをご心配されていると思います。ここについては、もう子どもたちに大人に見てもらわないといけないからということではなくて、自分たちで計画的に休みの日を過ごす習慣をつけるという発想とも同じじゃないかなと。そのあたりも含めて今後検討していかなければならないと考えております。</p>
一宮委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
佐伯委員	<p>教職員の先生方の体調管理の関係でお尋ねします。例えば、うつ病なりとかそういった病名がついた場合についても、その先生の当該の先生の希望と管理職含めたほかの先生方との対応の中で、例えば病気休暇を取るとか、そういったものが決められているのかどうかという実態がよくわからないので、教えていただきたいなというところです。</p>
中島課長	<p>あくまでも病気になった時の病休、休職については医師の診断書によります。医師の診断書に病名が書かれてあっても、休養が望ましいとかそういったことが書いてないと、休みなさいという命令ができないというわけです。ですから、根拠はお医者様の言われることが根拠になります。</p>
佐伯委員	<p>わかりました。とある先生からちらっと聞いたのは、責任感が強い先生や役職が高くなるにつれ、自分が休むと学校に迷惑をかける、子どもたちに迷惑がかかる、だから休みたくないというふうな希望をちらっと聞くようなことがあって。ただ、メンタルの病気になると本人はそういうふうに思っている、周りから見ると明らかに休ませなくてはならないこともあるのかなと思ってお尋ねしました。明快な答えありがとうございました。</p>
中島課長	<p>ケースバイケースになるとは思いますが、診断書にそう書かれていなくても、症状によっては管理職の先生方との相談で、無理しなくてもいい</p>

